

## 鎌倉市市民活動団体と市による相互提案協働事業の実施に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市における公益的事業について、市民活動団体と市が協働して実施することで、より暮らしやすい地域社会の形成に寄与することを目的として、市民活動団体と市が相互に提案して行う協働事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「協働」とは、市民活動団体と市が互いに対等であることを認識し、互いの特性や持てる資源を活かしあって、取り組む課題、目的及び過程を共有し、協力して新たな公共サービスの創出や公益性の高い事業に取り組むことをいう。

2 この要綱において「相互提案協働事業」とは、市民活動団体提案協働事業及び市提案協働事業をいう。

第3条 この要綱において「市民活動団体提案協働事業」とは、市民活動団体が市に対し提案し、実施する事業で、次の要件を満たすものをいう。

- (1) 市内で実施される公益的事業（新たな施設整備事業を除く。）であり、協働により地域や社会の課題の解決に寄与するものであること。
- (2) 市民サービスの向上のために、具体的な効果や成果が期待できるものであること。
- (3) 市民活動団体と市との役割分担が明確であり、かつ、妥当性があり、及び協働による相乗効果が期待できるものであること。
- (4) 先駆性、専門性、柔軟性等の市民活動団体の特性を活かし、新たな視点から実施するものであること。
- (5) 予算の見積り等が適正であり、市民活動団体が自ら実施するものであること。
- (6) 次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 営利を目的としたもの
  - イ 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
  - ウ 宗教、政治又は選挙活動に関するもの
  - エ 国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受けているもの
  - オ 公序良俗に反するもの

第4条 この要綱において「市提案協働事業」とは、市の市民活動団体に対する提案に基づき、市民活動団体が企画提案し、実施する事業で、次の要件を満たすものをいう。

- (1) 先駆性、専門性、柔軟性等の市民活動団体の特性を活かすことにより、市民サービスの向上を図ることができるものであること。
- (2) 市民活動団体と市との役割分担が明確であり、かつ、妥当性があり、及び協働による相乗効果が期待できるものであること。

### (市民活動団体)

第5条 相互提案協働事業に応募することができる市民活動団体は、次の団体とする。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の規定に基づき設立された法人のうち、市内に事務所が所在する法人
- (2) 鎌倉市市民活動センターの利用登録団体のうち、市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有するもので、次の要件を満たすもの
  - ア 代表者を含め3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の市民を有すること。

イ 1年以上継続した活動を行っていること。

ウ 会則、規約等に基づき運営され、予算及び決算に係る事務を適正に行っていること。

(市提案協働事業の募集)

第6条 市提案協働事業の募集は、事業の構想及び概要を市提案協働事業概要書(第1号様式)により提示して、別に定めるところにより行うものとする。

2 前項の事業の構想及び概要は、市民活動団体の主体性及び自主性が確保され、先駆性、専門性、柔軟性等の特性が活かされるものでなければならない。

(相互提案協働事業の応募手続)

第7条 相互提案協働事業に応募しようとする市民活動団体は、市長が指定する期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 市民活動団体提案/市提案協働事業提案書(第2号様式)
- (2) 企画書(第3号様式)
- (3) 収支予算書(第4号様式)
- (4) 団体概要書(第5号様式)
- (5) 定款又は規約等
- (6) 役員及び構成員の名簿
- (7) 予算及び決算に関する書類
- (8) 法人市民税納税証明書(直近のものとし、法人に限る。)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(提案の決定)

第8条 市長は、鎌倉市協働事業選考委員会の報告に基づき、相互提案協働事業として実施することが適当であると認める提案を決定し、その結果を市民活動団体に通知する。

(協議)

第9条 市民活動団体と市は、前条に規定する提案に係る相互提案協働事業の実施に関し、目的、時期、期間、役割分担、責任分担、経費負担、実施方法等について、協議を行うものとする。

2 前項の協議が整ったときは、市民活動団体と市は協定書を締結するものとする。

(事業経費)

第10条 相互提案協働事業に係る事業経費は、市が指定した額の範囲内とする。

(事業報告)

第11条 市民活動団体は、相互提案協働事業に係る実施の状況又は結果について、あらかじめ相互提案協働事業報告書(第6号様式)を提出し、市が開催する事業報告会において報告するものとする。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月26日から施行する。